

## 川崎市中小企業融資制度を変更します

**信用保証料を最大 100%補助し、脱炭素化に向けた取組を支援します  
政策金利の引き上げにより、融資制度の上限利率(金利)を引き上げます**

本市では、市内中小企業の方々が利用する融資制度を運用しておりますが、令和7年4月1日に中小企業融資制度を改正します。

主な変更としては、まず、日本銀行による政策金利の引き上げを受けて市場金利が上昇したことから、本融資制度の**上限利率(金利)**を引き上げます。

また、脱炭素化の促進に向けて中小企業者等の負担軽減を図るため、**信用保証料を最大 100%補助**し事業者の負担をゼロにする「**SDGs・脱炭素化取組支援融資**」を創設します。

さらに、物価高騰等の影響を受けている市内中小企業者等の経営力強化のため、「**伴走支援型経営力強化資金**」の一般枠の信用保証料の補助率を、**現行の 50%から 70%に引き上げ**ます。

詳細は以下を御参照ください。

### 1 上限利率(金利)の引き上げについて

**<主な資金の上限利率引き上げ>** ※適用は令和7年4月1日(融資申込)から

利用対象	資金名	上限利率(金利)・ 引き上げ幅(かっこ内)
中小企業全般	振興資金	2.5%以内→2.9%以内(0.4%↑)
小規模な事業を営む方	小規模事業資金	2.1%以内→2.5%以内(0.4%↑)
特に小規模な事業を営む方 (コロナ関連融資からの 借り換えも対応)	小口零細対応 小規模事業資金	2.0%以内→2.2%以内(0.2%↑)
売上や利益が減少して いる方	経営安定資金(不況対 策資金 10 年型)	1.7%以内→1.9%以内(0.2%↑)
事業計画を策定し 経営力強化を図る方	経営安定資金(伴走支 援型経営力強化資金)	1.6%以内→1.8%以内(0.2%↑) ※融資利率を全期間 1.8%に統一
川崎市に進出を 考えている方	産業立地促進資金	2.1%以内→2.5%以内(0.4%↑)
新たな取り組みをする方	創業支援資金	1.9%以内→2.1%以内(0.2%↑)
中小企業全般	流動資産担保資金	1.9%以内→2.3%以内(0.4%↑)
事業承継を行う方	事業承継特別保証 資金	1.6%以内→1.8%以内(0.2%↑)

## 2 制度の主な変更について※適用は令和7年4月1日(保証申込受付)から

### (1)「SDGs・脱炭素化取組支援融資」を創設

現行の SDGs 取組支援融資について信用保証料補助率を見直すとともに、脱炭素化に資する取組を要件に加え、**信用保証料補助率を最大100%**とします。

制度名	SDGs・脱炭素化取組支援融資
対象者補助率	<p>市内中小企業者等のうち、次の1～3のいずれかに該当する方</p> <p>1 かわさき SDGsパートナーのうち、「ゴールドパートナー」の認証を受けている方 ⇒信用保証料補助率 30%</p> <p>2 下記のいずれかに該当する方⇒信用保証料補助率 30%</p> <p>①川崎市「脱炭素行動宣言」の認証を受けている方</p> <p>②「かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト」の認定を受けている方</p> <p>3 下記のいずれかに該当する方⇒信用保証料補助率 100%</p> <p>①「川崎市脱炭素経営アクション推進事業者認定制度」の認定を受けている方</p> <p>②「事業活動脱炭素化取組計画書制度」の対象の方</p> <p>③「川崎 CN ブランド」の認定を受けている方</p>
対象資金	<p>①振興資金(設備強化支援資金等含む)</p> <p>②小規模事業資金(小口零細対応小規模事業資金含む)</p>
信用保証料の補助率について	<p>適用する資金の信用保証料を補助します。既に信用保証料補助を行っている資金については、通常の補助適用後の信用保証料率に対し更に補助します。</p> <p>なお、対象者1(SDGs・補助率 30%)と、対象者2(脱炭素化・補助率 30%)は併用が可能です(併用の場合の補助率は60%)。既に 50%補助を行っている場合は、合計で80%の補助となります。</p> <p>※100%補助の場合は、既存の補助率によらず単独で信用保証料の負担を0(ゼロ)にします。</p> <p>※詳細は市ホームページを参照してください。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">川崎市中小企業融資制度</div>

## (2) 伴走支援型経営力強化資金の一般枠の信用保証料補助を拡充

物価高騰等の影響を受けている市内中小企業が、収益力の向上や事業の成長・拡大に向けた事業計画を策定し、金融機関等の伴走支援を受ける「伴走支援型経営力強化資金」の一般枠の信用保証料補助の補助率を、現行の 50%から **70%に引き上げ**、市内中小企業者等の負担軽減を図ります。

資金名	伴走支援型経営力強化資金
融資対象者	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、事業計画を策定し、計画の実行及び進捗の報告を行う市内中小企業者等
融資度額	1億円
融資期間	運転資金 5 年以内、設備資金 7 年以内、借り換え 10 年以内 (据置期間はそれぞれ 1 年以内) ※借り換えはセーフティネット保証 5 号の認定を受けて利用する場合で、かつコロナ関連融資からの借り換えのみ。また、責任共有対象となります。
融資利率	年 1.8%以内
信用保証料 (率) 及び市補助率	※括弧書きは補助がない場合の信用保証料率です。 <b>令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日に保証申込受付した分</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 一般枠分 <b>0.135%~0.525%【市 70%補助後】</b>(0.450%~1.750%) (条件変更分に対する補助なし)</li><li>・ セーフティネット枠分 <b>0.383%【市 50%補助後】</b>(0.765%) (条件変更分に対する補助あり)</li></ul> <b>令和 7 年 10 月 1 日以降に保証申込受付した分</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 一般枠分 <b>0.225%~0.875%【市 50%補助後】</b>(0.450%~1.750%) (条件変更分に対する補助あり)</li><li>・ セーフティネット枠分 <b>0.383%【市 50%補助後】</b>(0.765%) (条件変更分に対する補助あり)</li></ul>

川崎市経済労働局経営支援部金融課 鈴木  
電 話 : 044-544-1845

物価高騰等の影響を受けている中小企業者等向けの融資制度

## 川崎市伴走支援型経営力強化資金

令和7年度は、令和7年4月1日から9月30日までの保証申込受付分まで、一般枠の信用保証料補助を70%とし、金融機関の伴走支援により中小企業者等の資金繰りと経営改善をサポートいたします。

### 【制度の概要】

#### 融資利率

固定金利 年1.8%以内  
融資限度額 1億円

#### 信用保証料 【市補助後】

##### 一般枠

令和7年4月1日から令和7年9月30日保証申込受付まで  
**保証料70%補助**

**年0.135%~0.525%**

※ 保証料70%補助の案件については、条件変更分の補助はありません。

令和7年10月1日以降 保証料50%補助  
**年0.225%~0.875%**

##### セーフティネット(5号)枠

**年0.383%**

※ セーフティネット(5号)枠の利用は、新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える場合に限りです。

※金融機関経由でお申し込みが必要です。

詳しくは、裏面をご確認ください。

# 川崎市中小企業融資制度【伴走支援型経営力強化融資】

川崎市は、物価高騰等の影響を受け、金融機関の継続的な支援を受けながら経営改善等に取り組む中小企業者等に、保証料を引き下げ、固定金利で支援します。

	一般	セーフティネット(5号)
利用できる方	<p>(1)金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定(※)並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等</p> <p>※「事業行動計画書」は、以下の内容を満たすもの又は含むものとする。</p> <p>①計画を策定した日の属する事業年度から3事業年度を最短の計画期間とし、原則として同5事業年度を最長の計画期間とする。</p> <p>②申込人の経営に係る現況・課題(原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。)と課題を克服するための取組事項及び目標設定</p> <p>③申込人が融資を受けて取組む事項に係る具体的な資金使途と資金効果</p> <p>④上記取組等を踏まえた収支計画及び返済計画</p>	<p>左記(1)及び下記(2)を満たす中小企業者等</p> <p>(2)中小企業信用保険法(以下、「法」という。)第2条第5項第5号の規定による認定(法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く。)を受けていること</p> <p>→<u>指定業種に属する事業を行う中小企業者等で売上高等が5%以上減少していること(詳細は、市HP参照)</u></p> <p>※<u>資金使途は借換限定</u>(借換資金に追加融資資金を加えることは可)</p> <p>【当制度の対象となる借換資金】</p> <p>①新型コロナウイルス感染症対応資金に係る既往借入金</p> <p>②伴走支援型特別保証制度に係る既往借入金</p> <p>③法第12条に規定する経営安定関連保証(法第2条第5項第4号 新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)の特定中小企業者に係るものに限る。)に係る既往借入金</p> <p>④法第15条に規定する危機関連保証(法第2条第6項新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)の特例中小企業者に係るものに限る。)に係る既往借入金</p> <p>⑤経営安定関連保証(5号)であって令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内(令和2年2月1日～令和3年12月31日)に信用保証協会が保証申込受け付けし、かつ貸付実行された既往借入金</p>
融資条件	金融機関及び認定経営革新等支援機関の継続的な経営支援を受けつつ、「事業行動計画書」(今後取り組む事項を記載)を作成並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと	
融資限度額	1億円(セーフティネット保証(5号)枠のみ既存の借入からの借換可能)	
融資期間	運転資金: 5年以内 / 設備資金: 7年以内 / 借換: 10年以内 (それぞれ据置1年以内を含む。)	
取扱期間	令和7年4月1日～ ※一般枠の保証料70%補助は令和7年9月30日保証申込受付(注)まで、以降は50%補助 (注)保証申込受付とは、保証協会が申込を受け付ける期限となります。	
融資利率	年1.8%以内	
信用保証料(率) 〔市補助後〕	<p>〔令和7年9月30日まで〕 <u>年0.135%～0.525%</u> ※ 条件変更分補助なし</p> <p>〔令和7年10月1日以降〕 <u>年0.225%～0.875%</u></p>	<u>年0.383%</u>
必要書類	<p>(1)「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書</p> <p>(2)事業行動計画書</p>	<p>左記(1)、(2)に加えて川崎市の認定書</p> <p>認定申請先: 川崎市金融課及び中小企業溝口事務所</p>
申込先	取扱金融機関	

## 【問い合わせ先】

### 融資相談窓口

■川崎市経済労働局経営支援部金融課 (川崎市幸区堀川町 66-20 川崎市産業振興会館 5階)

電話 044-544-1846、1847 FAX 044-544-3263

■川崎市経済労働局経営支援部中小企業溝口事務所 (川崎市高津区溝口 1-6-10 てくのかわさき 3階)

電話 044-812-1112、1113 FAX 044-812-2075

受付時間: 午前 8 時 30 分から正午、午後 1 時から午後 5 時まで(土日祝祭日、年末年始を除く)

### 経営支援・専門家派遣

■川崎市産業振興財団のワンデイ・コンサルティング(無料)

適切な登録専門家を無料で派遣します。(1回2時間程度、最大3回まで)

電話 044-548-4141

■川崎市信用保証協会の経営相談窓口・専門家派遣(一部有料)

電話 044-211-0504

川崎市HP



川崎市産業振興財団HP



川崎市信用保証協会HP

